

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市
児童相談所設置市 } 児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

居住者が特定できない事案における出頭要求等について

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素より御尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、今般、大阪市において母親が2人の幼児を自宅に放置したまま家に戻らず死亡に至った事件が発生したところである。この事件は、児童相談所に通告があり、その後、家庭訪問を重ねたにも関わらず当該児童の安全確認が行えないまま事件が発生したものであるが、当該家庭については住民登録がなされておらず、居住者が特定できていなかったとのことである。

このため、居住者が特定できない事案における出頭要求等については、下記の点に留意し、児童虐待への対応に徹底を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1 関係機関への協力要請

児童相談所が児童虐待に係る通告を受けたときは、子どもの安全の確認を行うための措置を講ずることとされているが、家庭訪問等を実施しても居住者が特定できないような場合には、さらに近隣住民や関係機関の協力を得つつ、居住者の特定及び児童の安全確認に努めること。

なお、関係機関の協力を求める場合には、要保護児童対策地域協議会の活用もできること。

2 出頭要求等の活用

上記1によっても、子どもの安全確認ができない場合等において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、「児童の安全確認の徹底について」（平成22年8月2日雇児総発0802第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）においてお願いしたとおり、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第8条の2の出頭要求、法第9条第1項の立入調査及び立入調査が拒

否等された場合の法第9条の2の再出頭要求（以下「出頭要求等」という。）並びに再出頭要求に応じない場合の法第9条の3の臨検又は搜索の活用も念頭に置いた対応を図ること。

3 保護者や児童の氏名等について

- (1) 出頭要求等の実施に当たっては、通常、保護者や児童の氏名の特定が前提となるが、上記2のような場合において、調査を尽くした結果、どうしても保護者又は児童の氏名が判明しない場合において、氏名が判明しないことを理由として必ずしも出頭要求等の実施が不可能とはならないと考えられることに留意すること。その場合には、例えば「〇〇号室にお住まいの方」という形での実施が考えられる。
- (2) なお、このような出頭要求等を前提とする臨検又は搜索の裁判官の許可状の発付の可否については、個々の事案に応じて裁判官が判断することとなるが、許可状の請求に当たっては、保護者が再出頭要求に応じなかったこと等を証する資料（法第9条の3第3項）において、前提となる出頭要求等が上記（1）の趣旨を踏まえて適正に実施されたことを明らかにするよう留意すること。